

令和7年度議会活性化特別委員会(第6回)会議録

会議日時 令和8年3月9日(月)14時50分～16時25分
場 所 白石町役場 3階資料室
参 集 者 議会活性化特別委員会委員7名
(吉岡正博委員長、重富副委員長、前田委員、中村委員、友田委員、南里委員、溝上広行委員)
事務局(片渕補佐、島ノ江)

1 開会(吉岡委員長)

2 協議事項

(1) 自主勉強会について

- ・個人で勉強するより効率的に勉強でき、通告案の重複・不要な記載を削減できた。
- ・自主勉強会は、執行部の議案勉強会への開催がよい。
- ・勉強会と事前通告準備が逼迫し議案審議までのスケジュールがぎりぎりになる。きちんとした審議のため今後議会日程をもっと余裕を持って組むよう、活性化委員会として議運に要望する。
- ・一般質問は原則1日3人がよい。一般質問直前は自身の質問の勉強に集中するため、自主勉強会は一般質問終了後が望ましい。
- ・自主勉強会を早めに行えば、議案勉強会までに通告が整理され、執行部にもメリットがある。
- ・9月と3月は特に内容が重いため、議案勉強会と議案審議の間に中1日空ける必要がある。

(2) 議案提出議員の反問権について

- ・現行基本条例は議員提出議案の質疑を具体的想定しておらず反問権の明文規定がない。自由討議に含まれるとの解釈はあるが、明記が望ましい。
- ・規定位置は第5章(自由討議の保障)に第12条の2を追加する。「議案提出議員(委員長含む)は、議長または委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問できる」案。施行期日は公布の日想定。方向性確認までに留め、本日は結論は出さない。
- ・西脇市の基本条例では、議長許可のもと市長が議員提出・修正案に意見を述べられる規定あり。意見表明は首長限定が適切。
- ・議会と首長の関係整理本会議での首長等の発言は反問権を前提に、議長または委員長の許可のもと議員の質問に対してのみ反問可能。

(3) 議会基本条例の検証

■第13条(議会改革の推進)

- ・白石・大町・江北・太良の4町で勉強会を実施している。本年度は選挙影響で開催しておらず、2年未開催。復活には枠組み(当番町・負担金)の再整理が必要。

■第16条(議会事務局の体制整備)

- ・本来、議会事務局単独で法制機能が必要だが、現状はなかなか難しい。顧問弁護士や外部委託の活用も必要。

■第18条(議会広報の充実)

- ・町民への情報発信強化の必要性。YouTube配信は実施済み。公式のSNSアカウントは、更新がおろ

そかになるといけないため、既存の個人発信を活用しつつ検討。

(4) その他

- ・次回の開催日程について
4/13(月) 13:15開始予定

3 閉会(重富副委員長)